

計画の実現に向けて

## 第5章

# 実 現 化 方 策



## 第1節 基本的な考え方

### 1. 基本事項

都市計画マスタープランは、町の将来像（ランドデザイン）を示すとともに都市計画に係る様々な施策に関する総合的な指針です。

今後、人口減少・少子高齢化が進展するなか、まちづくりを進めるにあたっては、町民や事業者との協働が不可欠であるとともに、周辺市町や県、国を含めた連携も重要な要素です。

そのため、本計画の実現化については、次の視点を基本として取り組みます。

#### ■視点1:行政の内部連携と関係機関への働きかけ

行政内部では、所属間の調整や横断的な取組みによる連携・強化を図ります。

また、国や県が主体となる事業では、町は関係機関として事業の推進に協力するとともに、町民に最も身近な行政機関として、町民意向の反映や事業の早期着手、実現化を要請します。さらに、周辺市町及び関係機関との広域連携を図ります。

#### ■視点2:町民との協働

町民、町内会、各種団体、NPO、ボランティアなど、地域の多様な主体と行政が連携して、それぞれの力を活かしながらまちづくりを推進します。

また、町民とともに情報発信の充実を図り、まちづくりの効果を総合的に高めていきます。

#### ■視点3:事業者との連携

事業者との連携は、まちづくりに大きな影響を与えるとともに、まちの活力源となります。民間活力を積極的に取り入れ、民間が持つノウハウの有効活用に努めます。

【まちづくり関連図】



## 2. 進行管理(PDCAサイクル)

まちづくりの推進は時間を要することから、中長期的な見通しを立て、適正な政策判断のもと、改善していく必要があります。

そのため、PDCA サイクル(計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・改善(Action))による進行管理により、本計画の実効性を確保します。

### ■計画(Plan)

町民・事業者・行政が協働して、都市計画マスタープランを策定します。

### ■実施(Do)

本計画の各種方針に基づき、土地利用規制や都市計画事業を推進します。

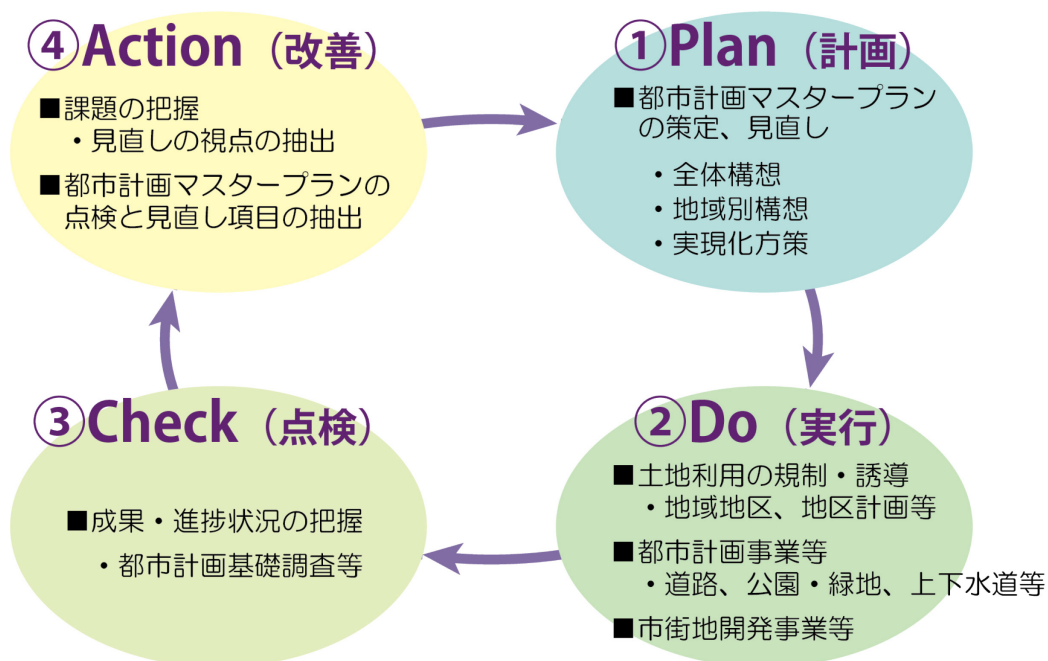
### ■点検(Check)

定期的に都市計画関連事業の成果や進捗状況を把握・分析します。

### ■改善(Action)

本計画は、概ね 20 年後を見据えて策定されますが、社会・経済情勢等が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCA サイクル概念図】



## 第2節 協働のまちづくり

### 1. 協働まちづくりの推進

協働まちづくりについては、町民と行政、事業者、地域などが連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創りあげていくことが重要であることから、それぞれの役割と責任を担いながら、協力してまちづくりを推進します。

#### (1)行政の役割 .....

まちづくりに関する様々な情報の公開・発信と町民ニーズの把握を行い、行政が取り組むべき基盤整備や仕組みづくり等の施策を推進するとともに、町民が自主的・主体的に行う公共的なまちづくり事業について、必要に応じて支援を行います。

#### (2)町民の役割 .....

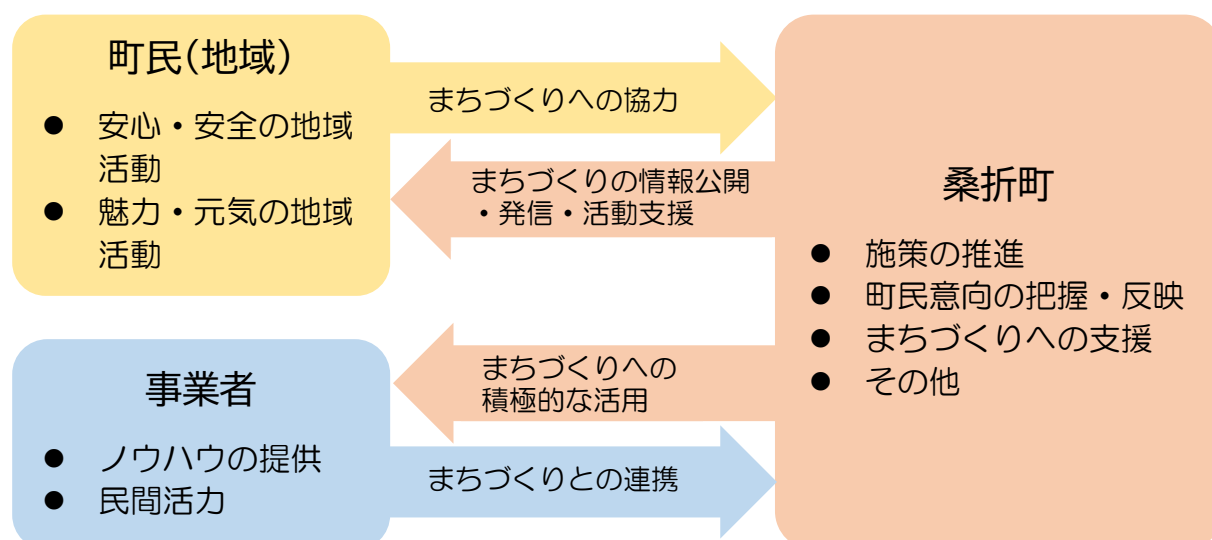
地域住民間で連携・協力しあいながら、様々なまちづくり活動への参画の輪を広げていくことが重要です。

また、町内会や住民自治協議会などで、積極的かつ能動的にまちづくりに関わることで、地域のリーダーや担い手となる人材の育成につなげていくことが期待されます。

#### (3)事業者の役割 .....

地域との良好な共生・調和に留意した企業活動を行うとともに、まちづくりとの連携を深めることで、まちの活力源になることが期待されます。

#### 【協働まちづくりのイメージ】



## 2. 協働まちづくりの活動支援

協働まちづくりの活性化に向けて、時宜を捉えた広報広聴や、町内会、住民自治協議会など主体的に活動する団体への支援、町民ニーズの把握と反映など、適切かつ必要な活動支援を進めます。

### (1) 広報活動 .....

町の広報紙や HP をはじめ、SNS、動画など多様な広報ツールを活用し、各種計画の情報やまちづくり支援制度等の周知、まちづくり活動の事例紹介など、積極的な情報発信に努めます。

### (2) 広聴活動 .....

アンケート調査や地域住民との懇談会、パブリックコメント等を通じて、町民意向の把握と反映に努めるとともに、町内会等の主体的なまちづくり活動に際して、必要かつ有効な情報提供を行うなど、相談窓口機能の充実を図ります。

### (3) 学習機会 .....

まちづくり講演・講習会の開催やまちづくりシンポジウム等のイベント開催、まちづくり事例の紹介など、多様な学習機会の拡充に努め、町民の主体的なまちづくり活動の気運を高めることや人材育成を支援していきます。

### (4) 活動支援の充実 .....

住民が地区のルールづくり（地区計画、区域指定、建築協定、緑地協定等）や計画検討などを行う際には、アドバイスや情報の提供、各種支援制度の紹介など、まちづくり活動を支援するとともに、その他必要な支援策の充実を検討します。

### (5) 活動しやすい環境づくり .....

公共施設、都市基盤の適切な維持管理、施設整備を図るなど、活動しやすい、住民に親しまれる環境づくりに努めます。